

公開買付説明書の訂正事項分 (2回目)

2021年6月

アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド
アスリード・グロース・インパクト・ファンド

(対象者：富士興産株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】／1	アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド (Aslead Strategic Value Fund)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-9008、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー (190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	三浦法律事務所 弁護士 三浦 亮太
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階
【電話番号】	03-6270-3500（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 峯岸 健太郎／弁護士 柴田 久／弁護士 大草 康平
【届出者の氏名又は名称】／2	アスリード・グロース・インパクト・ファンド (Aslead Growth Impact Fund)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-9008、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー (190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	三浦法律事務所 弁護士 三浦 亮太
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー3階
【電話番号】	03-6270-3500（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 峯岸 健太郎／弁護士 柴田 久／弁護士 大草 康平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

（注1） 本書中の「公開買付者」とは、Aslead Strategic Value Fund及びAslead Growth Impact Fundを総称して、又は個別にいます。また、これらの者を総称して「公開買付者ら」ということがあります。

- (注2) 本書中の「対象者」とは、富士興産株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付説明書の訂正の理由】

2021年4月28日付で関東財務局長へ提出した本公開買付けに係る公開買付届出書（2021年5月31日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、①公開買付者の所在地の誤記が判明したこと、②2021年6月11日付の対象者取締役会による新株予約権の無償割当ての決議に対し、公開買付者のうち、Aslead Strategic Value Fundが同日付で差止仮処分命令の申立てを行ったこと、③2021年6月14日に2021年6月11日付の対象者取締役会による新株予約権の無償割当ての決議を踏まえた本公開買付けの撤回方針を決定したこと、及び④2021年6月14日に公開買付期間を2021年7月9日（金）（49営業日）まで延長することを決定したことに伴い、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2【訂正事項】

表紙

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

③ 臨時報告書

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

【表紙】

(訂正前)

【届出者の氏名又は名称】／1

(前略)

アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド
(Aslead Strategic Value Fund)

【届出者の住所又は所在地】

ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-9008、ジョージ・タウン、27 ホスピタルロード、ケイマン・コーポレート・センター
(Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)

(中略)

[届出者の氏名又は名称]／2

アスリード・グロース・インパクト・ファンド
(Aslead Growth Impact Fund)

[届出者の住所又は所在地]

ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-9008、ジョージ・タウン、27 ホスピタルロード、ケイマン・コーポレート・センター
(Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)

(後略)

(訂正後)

【届出者の氏名又は名称】／1

(前略)

アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド
(Aslead Strategic Value Fund)

【届出者の住所又は所在地】

ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-9008、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー
(190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)

(中略)

[届出者の氏名又は名称]／2

アスリード・グロース・インパクト・ファンド
(Aslead Growth Impact Fund)

[届出者の住所又は所在地]

ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-9008、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー
(190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)

(後略)

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

なお、本定時株主総会において本有事買収防衛策の導入及び本対抗措置の発動が可決された場合の公開買付者の対応方針及び対応時期について、本訂正届出書提出日時点で決定した内容はありません（但し、本有事買収防衛策においては、公開買付者が本期間延長要請（以下に定義します。）に基づき公開買付期間の末日を本定時株主総会開催日の翌日である2021年6月25日以降に延長しなかった場合、特段の事由がない限り、本定時株主総会の開催日以前において、本対抗措置の発動を決議するとされており、当該事由による発動の場合、公開買付者は発動前に対応方針を決定していない場合があります。）。また、対象者が2021年5月28日に公表した「公開買付期間終了日の延長の要請について」と題するプレスリリースによれば、対象者は同日付けで公開買付者らに対し、本公開買付けにおける公開買付期間の終了日を、2021年6月9日の正午までに、現在の2021年6月14日から、少なくとも2021年6月25日以後に延長することを要請（以下「本期間延長要請」といいます。）する書簡を送付したとのことです。本期間延長要請に対する公開買付者らの対応方針（回答を行うか否か、及び回答を行う場合の時期を含みます。）につき、本訂正届出書提出日時点で決定した内容はありません。

(訂正後)

(前略)

なお、本定時株主総会において本有事買収防衛策の導入及び本対抗措置の発動が可決された場合の公開買付者の対応方針及び対応時期について、2021年5月31日付公開買付届出書の訂正届出書提出日時点で決定した内容はありませんでした（但し、本有事買収防衛策においては、公開買付者が本期間延長要請（以下に定義します。）に基づき公開買付期間の末日を本定時株主総会開催日の翌日である2021年6月25日以降に延長しなかった場合、特段の事由がない限り、本定時株主総会の開催日以前において、本対抗措置の発動を決議するとされており、当該事由による発動の場合、公開買付者は発動前に対応方針を決定していない可能性がありました。）。また、対象者が2021年5月28日に公表した「公開買付期間終了日の延長の要請について」と題するプレスリリースによれば、対象者は同日付けで公開買付者らに対し、本公開買付けにおける公開買付期間の終了日を、2021年6月9日の正午までに、現在の2021年6月14日から、少なくとも2021年6月25日以後に延長することを要請（以下「本期間延長要請」といいます。）する書簡を送付したとのことです。本期間延長要請に対する公開買付者らの対応方針（回答を行うか否か、及び回答を行う場合の時期を含みます。）につき、2021年5月31日付公開買付届出書の訂正届出書提出日時点で決定した内容はありませんでした。

その後、アスリード・キャピタルは2021年6月3日付でアスリード・キャピタルのホームページ（<https://www.aslead.com/fuikosan/>）上において、「アスリード・キャピタルは改めて富士興産株式会社（証券コード：5009）の公開買付け開始後の有事買収防衛策に反対します」（以下「6月3日付プレスリリース」といいます。）を公表しました。なお、6月3日付プレスリリースに記載したアスリード・キャピタルの意見は大要以下のとおりです。

- ・対象者経営陣には、まず自らが長年にわたり利益の伸張を実現できておらず、企業価値向上を実現できていなかったことを真摯に反省して頂きたいこと。
- ・本有事買収防衛策は、新中期計画（以下に定義します。）を公表する前に実質的には本公開買付けのみを対象として導入されたものであって、明らかに経営陣の保身、経営陣による株主の恣意的な選別を目的としておりと判断しており、コーポレートガバナンスを退行させる悪質なものであると言わざるを得ないこと。
- ・対象者が経営姿勢を改め、自ら生まれ変わると2021年5月28日付で公表した「長期ビジョン及び中期経営計画（2021年度～2023年度）策定のお知らせ」（以下「新中期計画」といいます。）で宣言したことは一定の評価に値すること。

但し、過去長年にわたり利益の伸長と企業価値向上を実現してこなかったことと、前中期経営計画が事実上未達（注１）であるにも関わらず、経営責任を自覚する様子が見られないことから、新中期計画への経営陣のコミットメントは疑わしく、新中期計画の実現には強力な経営の規律付けがなされなければ難しいと言わざるを得ないとアスリード・キャピタルは考えていること。

（注１） 2021年３月期を最終年度とする前中期経営計画は、経常利益８億円を目標としていましたが、保有していた前田道路株式会社の普通株式からの配当1.65億円（このうち前田建設工業株式会社が前田道路株式会社に公開買付けを行った際に対抗策として出された特別配当1.43億円を含む）を含めて達成したものです。前田建設工業株式会社が前田道路株式会社に公開買付けを行うことは、前中期経営計画策定時には対象者経営陣は予見できていないことから、事実上前中期経営計画は未達であるとアスリード・キャピタルは判断しています。

・対象者は、2021年５月14日公表の「配当予想の修正に関するお知らせ」において、期末配当を未定とし、同月28日公表の「剰余金の配当に関するお知らせ」において2021年３月31日を基準日とする剰余金の配当は、普通配当と特別配当を合わせて、一株当たり103円（以下「本配当金額」といいます。）と決定している（以下、対象者による本配当金額の決定を「本配当決定」といいます。）。本配当金額は、本公開買付けの撤回事由に該当する最低限の金額（純資産の10%以上となる最低限の金額（円単位未満切上げ））と同額であることから、アスリード・キャピタルとしては、本配当金額は、本公開買付けの撤回を期待して定められた額であると考えていること。

・このような配当は、対象者経営陣が公開買付者らに本公開買付けを撤回させ、株主の皆様から公開買付けにて株式を売却する権利を不当に妨げることを狙ったものであると考えていること。

・アスリード・キャピタルは、新中期計画や2021年３月の配当という株主のための決定に先立って、本公開買付けの開始から15営業日目に本有事買収防衛策の導入を決定し、それにより自社の株価を下げるなど、経営陣の決定は自らの保身を行っているとしか判断しえないものと考えており、コーポレートガバナンス強化の動きに逆行しており、断じて許さないこと。

その後、アスリード・キャピタルは2021年６月８日付でアスリード・キャピタルのホームページ（<https://www.aslead.com/fuikosan/>）上において、「富士興産（証券コード：5009）株式に対する公開買付けへの応募のお願いと株式を売却された方も含めた買収防衛策への反対のお願い」（以下「６月８日付プレスリリース」といいます。）を公表しました。なお、６月８日付プレスリリースに記載したアスリード・キャピタルの意見及び決定は大意以下のとおりです。

・本定時株主総会において、本有事買収防衛策に係る議案（第３号議案及び第４号議案。以下、両議案を総称して「本件買収防衛策議案」といいます。）（注２）に対して、株主の皆様においては反対票を投じて頂きたいこと。

（注２） 本定時株主総会における第３号議案は、本有事買収防衛策の導入、第４号議案は本新株予約権の無償割当て（以下に定義します。）を実施することにつき、承認を諮る議案となります。

・アスリード・キャピタルは本配当決定を事由として本公開買付けは撤回せず、本公開買付けを続行することを決定したこと。

・本期間延長要請は拒絶すること。但し、法令上必要な場合又は公開買付者らが本公開買付けの買付期間を延長する必要があると判断した場合には、本公開買付けの買付期間を延長することはあること。

・株主の皆様においては、本定時株主総会に上程されている本件買収防衛策議案には、いずれも反対をお願いしたいこと。一方、第１号議案の剰余金処分の件（注３）にはご賛同頂いて構わないこと。

（注３） 本定時株主総会における第１号議案は、2021年３月31日を基準日とする剰余金の配当を普通配当と特別配当を合わせて一株当たり103円とすることにつき、承認を諮る議案となります。

- ・ 期末配当基準日の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様は、2021年3月期の期末配当（103円）を受領しながら、本公開買付けに応募することで、一株当たり1,250円の公開買付価格が、87円（注4）引きあがったことと同じ経済効果を得られること。
 （注4） 発表されている2021年3月期一株当たり期末配当103円から本公開買付け開始時の期末配当予想16円を引いた金額です。
- ・ 2021年4月1日以降に対象者株式を売却された方々も、本定時株主総会において議決権行使を行い、本件買収防衛策議案に反対票を投じて頂きたいこと。
- ・ 本配当金額は、本公開買付け撤回事由に該当する最低限の金額（純資産の10%以上となる最低限の金額）（注5）であり、この本配当金額は、本公開買付けが撤回されることを期待して定められたとアスリード・キャピタルは考えていること。このような配当は、経営陣が本公開買付けを撤回させ、株主の皆様から公開買付けにて株式を売却する権利を妨げることを狙ったものであると考えられること。
 （注5） 対象者が2021年5月14日に公表した「2021年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された2021年3月末時点の対象者単体決算における純資産額8,191百万円の10%（百万円未満を切り捨てて計算しております。）に相当する額である819百万円を本決算短信に記載された2021年3月31日現在の対象者の発行済株式総数である8,743,907株から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（772,614株）を控除した対象者株式数（7,971,303株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算した金額は103円となり、本配当金額と一致いたします。
公開買付者らは、本公開買付けが成立した場合に新たに取得する株式については、2021年3月末を基準日とする期末配当を受領できない。そのため、公開買付者らは、本公開買付け開始時の想定と比べ、当該配当分（1株当たり、本公開買付け開始時の配当予定額であった、16円との差額（87円））の利益を得られないこととなること。
しかし、上記のとおり、アスリード・キャピタルとしては、本件買収防衛策議案は、経営陣の自己保身を目的とするものと考えており、かつ、30営業日を予定していた本公開買付けの開始後15営業日目に発表された本邦最も遅い（注6）買収防衛策の導入であること。そのような状況の中、本配当決定を事由にして公開買付けを撤回するという前例を作ることは、望ましくないとアスリード・キャピタルは考えたこと。また、株主の意思の確認は本公開買付けへの応募・不応募により、確認できると考えることから、アスリード・キャピタルとしては、公開買付者らについて、本定時株主総会において、2021年3月期末の剰余金の配当に係る議案が可決され、経済的な損失が生じようとも、本件買収防衛策議案が本定時株主総会において可決され、かつ、本対抗措置としての新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）に対する発行差止に関し裁判所においてAslead Strategic Value Fundの主張が認められない旨が確定した場合でない限り、本公開買付けを撤回しないことを決定したこと。
 （注6） アスリード・キャピタルが、本邦で公表されている事例を確認した限り、新たな買収防衛策の導入を公開買付けの開始後15営業日目の日より後に行っている事例は見当たりませんでした。
- ・ 本公開買付けが成立した場合、非公開化を行うために、対象者株式の併合を付議議案とする対象者の臨時株主総会の開催を要請する予定であり、当該臨時株主総会で当該議案が承認された場合、対象者に対して、非公開化完了までに剰余金の配当が行われないように要請する予定であること。これにより本公開買付けに応募される株主の方と応募されない方の間で受領される金銭に不均衡が生じることを回避すること。
なお、2021年5月28日公表の「業績予想及び配当予想に関するお知らせ」において、対象者は2022年3月期の第2四半期の配当予想を23円（年間配当金合計：54円）としているが、上記臨時株主総会の開催が第2四半期の基準日後となる場合には、当該配当を行わないよう対象者に要請する予定であること。

なお、公開買付者らは関東財務局長に対して提出した2021年4月28日付公開買付届出書及び同年5月24日付対質問回答報告書において必要かつ十分な情報を提供しており、公開買付期間も法令上の最短期間の20営業日ではなく、30営業日を設定していることから、対象者の本期間延長要請は、時間・情報や交渉機会の確保を口実に、本公開買付けを断念させることを目的として、買収者に対して延々と情報提供を求め、買収提案の検討をいたずらに引き延ばす等のものであり、合理性はないものと判断し、2021年6月8日に本期間延長要請を拒絶すること（注7）、及び本配当決定を事由としては本公開買付けを撤回せず、①本定時株主総会の開催前後を問わず対象者取締役会により本新株予約権の無償割当てが決議され、②本定時株主総会において本件買収防衛策議案が可決され、かつ、③本新株予約権の無償割当てに対する発行差止に関し裁判所においてAslead Strategic Value Fundの主張が認められない旨が確定した場合でない限り、本公開買付けを撤回しない旨の暫定的な方針（以下「本暫定撤回方針」といいます。）を決定し、6月8日付プレスリリースを公表しました。

（注7） 本期間延長要請は当該理由により拒絶しましたが、アスリード・キャピタルは2021年6月14日、①本仮処分手続き（以下に定義します。）には一定の期間を要すると考えたこと、②本決算短信によれば、対象者は2021年6月24日に第91期有価証券報告書を提出することを予定しており、当該有価証券報告書の提出は公開買付届出書の訂正届出書の提出事由にあたることから、公開買付者は翌2021年6月25日に公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定ですが、法令上、公開買付期間の末日は当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日までの期間とすることとされている点により、予め10営業日経過後の2021年7月9日まで公開買付期間を延長する必要があると考えたこと、また、③公開買付期間の延長により、対象者株主に本公開買付けに関して熟慮期間を与えることができると考えたことから、結果として、公開買付期間の末日を本期間延長要請において最低限要請された2021年6月25日以後である2021年7月9日まで延長することを決定しました。

なお、6月8日付プレスリリースの公表時点においては、本期間延長要請を拒絶した場合でも、その後、公開買付者（公開買付者はアスリード・キャピタルに対し、対象者株式に投資するために必要な権限及び会社の株主としての議決権その他の権利を行使する権限を委任しているため、アスリード・キャピタルが公開買付者のために投資及び議決権行使の方針等を決定しております。以下同じ。）の判断又は対象者取締役会が本新株予約権の無償割当てが決議された場合における公開買付届出書の訂正届出書の提出事由の発生により、公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合には、公開買付期間の延長が行われることを想定しておりました。よって、本期間延長要請は拒絶したものの、公開買付届出書の訂正届出書の提出日が2021年6月10日以後となる場合には法令の規定により本定時株主総会の開催日以後まで公開買付期間が延長されることを想定していたため、本定時株主総会において本件買収防衛策議案が可決されることを前提条件の一つとする、本暫定撤回方針を決定しました。また、本暫定撤回方針を決定同日に6月8日付プレスリリースにて公表した理由は、公開買付者の基本的な撤回方針は対象者株主及び対象者株式の売買に関心のある投資者にとって重要な情報であると考えられるため、速やかに公表するべきであるとアスリード・キャピタルは考えたためです。

対象者が2021年5月28日に公表した「アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンドによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）及び株主意思確認を当社第91回定時株主総会で行うことのお知らせ」と題するリリースによれば、公開買付者が本期間延長要請に従い公開買付期間の終了日を2021年6月25日以後に延長しなかった場合、対象者取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、本対抗措置を発動することであるため、2021年6月8日付で公開買付者は対象者に本期間延長要請を拒絶する旨を回答したことから、対象者取締役会は2021年6月24日に開催される本定時株主総会の開催前に本新株予約権の無償割当ての決議を行う見込みが高いものと2021年6月8日時点でアスリード・キャピタルは考えておりました。

そして、対象者が2021年6月11日に公表した「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」と題するリリース（以下「対象者6月11日付リリース」といいます。）によれば、対象者は2021年6月11日開催の取締役会において、本新株予約権の無償割当てを決議したこと（注8）からAslead Strategic Value Fundは、同日、東京地方裁判所に対し、本新株予約権の無償割当ての差止めを求める仮処分命令の申立て（以下「本仮処分申立て」といいます。）を行い、申立ては受理されました。なお、仮に公開買付者が2021年6月14日に提出した公開買付届出書の訂正届出書による公開買付期間の延長を理由に本新株予約権の無償割当てに係る2021年6月11日付けの対象者取締役会決議が取り消された場合の本仮処分申立てを取り下げるか否かの方針は2021年6月14日時点において未定です。

（注8） 対象者6月11日付リリースによれば、対象者取締役会は2021年6月11日付で本新株予約権の無償割当てを決議したものの、その後2021年6月24日に開催される本定時株主総会にて本件買収防衛策議案（第3号議案及び第4号議案）のいずれかが否決された場合には、本新株予約権の無償割当てを中止するとのことです。

上記を踏まえ、2021年6月14日に公開買付者は、①本定時株主総会において本件買収防衛策議案が可決された場合、かつ、②本新株予約権の無償割当てが、(i)本仮処分手続き（本仮処分申立て、これに関連する即時抗告、保全抗告、許可抗告又は特別抗告及びこれらに関する決定などの一連の手続きをいいます。以下同じ。）により公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（注9）、又は、(ii)本仮処分手続きにより差止めができなかった場合（注10）、本新株予約権の無償割当ての決定を撤回事由（令第14条第1項第1号カに該当）として、本公開買付けを撤回する方針を決定しました。

（注9） 裁判手続の状況、裁判所の決定内容、対象者の主張内容、公開買付期間の延長の可否その他の事情を勘案の上、公開買付者らにて判断いたします。

（注10） 本仮処分手続きに対する裁判所の棄却又は却下の判断が確定した場合をいいます。

また、アスリード・キャピタルは2021年6月14日、①本仮処分手続きには一定の期間を要すると考えたこと、②本決算短信によれば、対象者は2021年6月24日に第91期有価証券報告書を提出することを予定しており、当該有価証券報告書の提出は公開買付届出書の訂正届出書の提出事由にあたることから、公開買付者は翌2021年6月25日に公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定ですが、法令上、公開買付期間の末日は当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日までの期間とすることとされている点により、予め10営業日経過後の2021年7月9日まで公開買付期間を延長する必要があると考えたこと、また、③公開買付期間の延長により、対象者株主に本公開買付けに関して熟慮期間を与えることができると考えたことから、本公開買付けにおける公開買付期間を2021年7月9日（金曜日）まで延長し、公開買付期間を合計49営業日とすることを決定しました。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

（1）【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

（訂正前）

買付け等の期間	2021年4月28日（水曜日）から2021年 <u>6月14日</u> （ <u>月</u> 曜日）まで（ <u>30</u> 営業日）
公告日	2021年4月28日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

（訂正後）

買付け等の期間	2021年4月28日（水曜日）から2021年 <u>7月9日</u> （ <u>金</u> 曜日）まで（ <u>49</u> 営業日）
公告日	2021年4月28日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2021年6月21日 (月曜日)

(訂正後)

2021年7月16日 (金曜日)

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第89期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2019年6月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第90期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月26日 関東財務局長に提出

(訂正後)

事業年度 第89期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2019年6月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第90期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月26日 関東財務局長に提出

事業年度 第91期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

2021年6月24日 関東財務局長に提出予定

③【臨時報告書】

(訂正前)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づき、臨時報告書を
2021年5月14日に関東財務局長に提出

(訂正後)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づき、臨時報告書を
2021年5月14日に関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、臨時報告書を
2021年6月7日に関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づき、臨時報告書を
2021年6月11日に関東財務局長に提出